

地方公共団体の公金収納のデジタル化に関するQ & A

<①eLTAX対象公金の範囲>

	質問	回答
1	特別会計に属する公金は対象となるのか。	1 団体あたりに割り当てることができる共通納税機関コード数が3つに限定されていることを踏まえ、可能な限り広い範囲の公金を対象としていただく観点から、eLTAXを活用した納付を可能とする公金は、「全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とする公金」のほか、 ・普通会計に属する全ての公金（歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む。） ・公営事業会計に属する公金のうち取扱い金額・件数の多い水道料金、下水道使用料（加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。） の収納を優先していただきたいと考えております。 また、上記の公金と同一の口座で受け入れている等の事情がある場合には、その他の公金であっても対象とすることが可能です。
2	歳入歳出外現金は対象となるのか。	歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金は対象となります。
3	工業用水道使用料をeLTAXを活用して納付することは可能か。	項番 1 をご参照ください。
4	普通会計ではなく公営事業会計に属する土地賃借料、行政財産目的外使用許可使用料などをeLTAXを活用して納付することは可能か。	項番 1 をご参照ください。

	質問	回答
5	公営事業会計に属する公金について、水道料金、下水道使用料のみeLTAXを活用した納付が可能となることであるが、今後、これら以外の公金に対象を拡大する予定はないのか。	項番 1 をご参照ください。
6	学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても、eLTAXを活用した公金納付が可能となるのか。	eLTAXを活用した公金納付が可能となるのは、地方公共団体の「公金」であることが前提であるため、公会計化された学校給食費や学校徴収金は対象となりますが、私会計で管理している学校給食費や学校徴収金は対象なりません。
7	eLTAXを活用した公金納付を行うことができるのは、都道府県と市区町村のみであり、一部事務組合等は含まれていないが、今後、一部事務組合等を対象に加える予定はあるのか。	eLTAXを活用した公金納付については、すでに運用が開始されている地方税と同様、都道府県及び市区町村をその対象としているところです。一部事務組合等を対象とすることについては、今後のeLTAXの活用状況や地方公共団体からのご意見等を踏まえ、その可否について検討する必要があるものと考えています。
8	歳出戻入について、eLTAXを活用して収納することは可能か。	歳出戻入についてもeLTAXを活用した公金収納の対象になります。

地方公共団体の公金収納のデジタル化に関するQ & A

＜②全国共通の取り扱いとする公金の範囲＞

	質問	回答
1	「全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とする公金」についても、地方公共団体の判断により、eLTAXを活用するか否かを判断してよいのか。	「全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とする公金」については、納付者の利便性向上や金融機関・地方公共団体の事務処理の効率化等の効果が特に大きいと考えられることから、全国的に共通の取扱いとして、全ての都道府県・市区町村においてeLTAXを活用した納付が可能となるよう取り組んでいただきたいと考えています。
2	全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を重点的に要請する公金について、今後、公金の種類の見直しや増加はあり得るのか。	現時点で「全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とする公金」の範囲について見直しを行う予定はありません。

地方公共団体の公金収納のデジタル化に関するQ & A

<③スケジュール>

	質問	回答
1	令和8年9月の運用開始は前倒す可能性はあるのか。	令和7年11月28日に公布された地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、eLTAXを用いた公金収納開始日を令和8年9月24日に決定いたしました。
2	eLTAXを活用した公金収納について、遅くとも令和8年9月までの開始を目指すとされているが、例えば、財務会計システムの改修を令和9年4月に予定しており、eLTAX対応のため令和8年9月に別途システム改修を行うと、費用面で割高になる等の事情がある場合には、運用開始時期を令和8年9月以降とすることも問題ないか。	「全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した公金納付を行うことを可能とする公金」については、eLTAX側の対応にあわせ、令和8年9月までに運用を開始することを目指して準備を進めていただきたいと考えています。ただし、ご質問のように、財務会計システムの改修時期が迫っているなどの合理的な事由がある場合には、団体の実情に合わせて適切にご対応いただくことになります。
3	eLTAXを活用した公金収納について、遅くとも令和8年9月までの開始を目指すとされているが、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療については、システム標準化の対応が遅れており、まずは標準化への対応が最優先であることから、運用開始時期を令和8年9月以降とすることも問題ないか。	標準化対象事務に係る公金である国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、各標準仕様書にeLTAXを活用して各公金の収納を行うことができることを機能要件として規定する改定が行われたところです。このため、標準仕様書に基づき、対応をお願いいたします。

地方公共団体の公金収納のデジタル化に関するQ & A

<④関係法令>

	質問	回答
1	改正後の地方自治法第243条の2の7第3項では「機構に特定収納事務を行わせる～総務省令で定める事項を告示しなければならない」と規定されているが、どのような告示を行うべきか。	総務省令で定めている内容は特段ありません。指定公金事務取扱者制度等において各地方公共団体で発出されている告示等の内容を踏まえ、各団体にてご判断ください。
2	改正後の地方自治法243条の2の7第2項第2号において、「その性質上その収納に関する事務を機構に行わせることが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの」とあるが、具体的にはどのようなものが該当するか。	項番3をご参照ください。

	質問	回答
3	地方自治法243条の2の7に基づき定められた政省令の内容について教えてください。	地方自治法第243条の2の7に基づく地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号。以下「改正令」という。）は令和7年7月2日に、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年総務省令第87号。以下「改正省令」という。）は令和7年8月26日にそれぞれ公布されたところです。 改正令では地方自治法第243条の2の7第1項に基づきeLTAXを用いた公金収納の対象から除かれる公金として、地方税など既に個別の法律に基づきeL-QRを活用できるとされている公金を定める等しています。 改正省令では地方自治法第243条の2の7第2項第二号に基づき、性質上、その収納に関する事務を地方税共同機構に行わせることが適切でない公金を定める等しています。 改正令及び改正省令の内容の更なる詳細につきましては下記公布通知をご覧ください。 ・令和7年7月2日付総行経44号・総行サ第15号「地方自治法施行令等の一部を改正する政令の公布及び施行について（通知）」 https://www.soumu.go.jp/main_content/001018350.pdf ・令和7年8月26日付総行経第51号「地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）」 https://www.soumu.go.jp/main_content/001026371.pdf

地方公共団体の公金収納のデジタル化に関するQ & A

<⑤標準仕様書>

	質問	回答
1	標準仕様書の改定はいつ頃を予定しているのか。	以下の標準仕様書において、地方公共団体において必要とした場合にeLTAXによる収納を可能とすることを盛り込んでいます。 ●国民健康保険 https://www.mhlw.go.jp/stf/kokuho_std.html ●介護保険 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20794.html ●後期高齢者医療保険 https://www.mhlw.go.jp/stf/kouki_std.html ●生活保護 https://www.mhlw.go.jp/stf/seiho_std.html ●子ども・子育て https://www.cfa.go.jp/jichitaijoho_system/shien/

地方公共団体の公金収納のデジタル化に関するQ & A

<⑥財政措置・負担金>

	質問	回答
1	eLTAXを活用した公金収納への対応に係る地方税共同機構に支払う電子申告等関係費負担金は、いつ決定されるのか。また、地方公共団体内の部署間での負担金額の割り当て方について考え方の基準などあるのか。	ご負担いただく「電子申告等関係費負担金」は、前年度6月の代表者会議において負担金総額見込を決定した上で、8月に各地方公共団体に対して個別の負担金額が提示されます。 なお、「電子申告等関係費負担金」は、eLTAXの利用実績に関わらずすべての地方団体にご負担いただきます。令和8年度分の算定から公金に係る「公金割」が追加されますが、団体内の各部署への割り方については、eL-QRを活用した公金納付への対応状況は団体によって異なり、公金を所管する部署も異なることから、当機構が一概に指定することは困難であるため、各地方団体においてご判断いただきますようお願いいたします。
2	eL-QRを活用した公金収納を行うにあたり、地方公共団体が負担する収納手数料はどのような計算になるのか。	「共同収納手数料負担金」は、各地方団体の利用実績に応じた金額を、利用年度の翌年度にご負担いただきます。 そのため、eL-QRを活用した公金収納を開始する年度が令和8年度の場合、その翌年度となる、令和9年度負担金として利用実績に応じて請求することとされています。
3	eL-QRを活用した公金収納を行うにあたり、支払者が手数料を負担する場合はあるのか（クレジットカード収納など）。	地方税以外の公金の場合も地方税の場合と同様、クレジットカード払い（Visa・MasterCard・JCB・AmericanExpress・DinersClub）については、支払者が支払金額に応じた手数料を、その他の手段については、地方公共団体が手数料を負担することとされています。
4	eL-QRを活用した公金収納を行うために必要な財務会計システム等の改修費用について、財政措置はあるのか。	eL-QRを用いた公金収納に対応するためのシステム改修経費はデジタル活用推進事業債の対象となります。（令和11年度まで）

	質問	回答
5	「地方公共団体が負担する手数料については、各地方公共団体の利用実績に応じた金額を利用年度の翌年度に共同収納手数料負担金として請求する」という説明があるが、同地方公共団体が実際に支払う場合の所属年度、支出負担行為起票日がどうなるのか。事務処理の明確化及び標準化をしていただくことは可能か。	共同収納手数料負担金は、各地方公共団体の利用実績に応じた金額を、利用年度の翌年度4月に地方公共団体に請求し、5月末までに払い込みをいただく仕組みとしています。 歳出の会計年度所属区分については、地方自治法施行令第143条ほか、関係法令等の規定を踏まえ対応をお願いします。
6	地方税共同機構負担金規程 第21条 共同収納手数料負担金については、「各金融機関での納付」及び「スマホアプリ等のAPI利用による」納付に係る負担金と考えるが、収納チャネルに応じて地方公共団体が負担する手数料とは別途で徴収されるということか。	eLTAXの利用における共同収納手数料負担金は、地方税共同機構負担金規程第2条（8）及び第21条に規定されており、①MPN（金融機関窓口などのペイジー）の利用による納付、②API（スマホアプリ等）の利用による納付について、それぞれの利用実績に応じた手数料の合算額を、「共同収納手数料負担金」として、利用年度の翌年度に請求するものであり、地方公共団体が負担する負担金の一つです。
7	地方公共団体が負担する手数料相当の共同収納手数料負担金について、普通会計、公営事業会計と別々に請求されるのか。	共同収納手数料負担金は、地方公共団体の首長あてに一括で請求することとされています。なお、令和8年10月以降、共通納税機関コード別の件数内訳等について機構ホームページの地方団体ページに掲示される予定であり、期限までに納付金額と請求金額が一致していれば、複数回・複数部署に分けて納付いただいても差し支えありません。

地方公共団体の公金収納のデジタル化に関するQ & A

<⑦税目・料金番号の付番>

	質問	回答
1	税目・料金番号については3桁の付番が可能とのことであるが、これは「000～999」の1000の番号のうち、「201から206」を除くすべての番号に各収入の内容を割り振ることができるという意味なのか。参考として「201～219」が示されているが、既存の「201～206」以外は自治体で自由に付番できるのか。MPNの付番と、eLTAXの付番は関係があるのか。	税目・料金番号については、独自にMPNを導入している地方公共団体の状況を鑑み、eLTAXにおいてMPNの付番に準拠しています。eLTAXを活用した公金納付に対応するにあたっては、空き番号に限りがあることを踏まえて下記参考のとおり付番が示されており、それ以外の番号は使用できません（各地方公共団体が自由に付番できるものではありません）。 【参考】付番（案確定）※公金収納に関する公開仕様書より 201：水道使用料、202：下水道使用料、203水道使用料・下水道使用料、204国民健康保険料、205介護保険料、206後期高齢者医療保険料、207道路占用料、208行政財産目的外使用許可使用料、209港湾占用料、210河川占用料、215土地賃貸料、216保育所利用料、217認定こども園利用料、219高校授業料、220学校給食費、221放置違反金、223住宅使用料、224寄附金、225特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）、244集合納付（公金用）、245分割納付（公金用）、246分担金、247負担金、248使用料、249手数料、250その他公金、251～260公金1～公金10

地方公共団体の公金収納のデジタル化に関するQ & A

<⑧ 共通納税機関コード・入金口座数>

	質問	回答
1	「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」の設定について、地方税で1口座、その他の公金で1口座という使い方をしてもよいのか。	「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」の設定については、1つの共通納税機関コードにつき、1納付情報ファイル・1入金口座を設定しています。 その上で、eLTAX側のシステム等への負荷を考慮して、1団体につき、現行の地方税に係るものを含め、原則上限3つまで「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」を設定することを可能とします。 3つの「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」の内訳は任意とします。例えば、【①地方税、②普通会計の地方税以外の公金、③上下水道】や、【①地方税・普通会計の地方税以外の公金、②上下水道】と設定することが可能です。
2	普通会計に属する公金について、地方税も含めて1団体につき1共通納税機関コード・1納付情報ファイル・1入金口座しか設定できないとのことであるが、その場合、各公金の管理システムへ消込処理を行うためには、どのような処理が必要なのか。	共通納税機関コードについては、1団体につき、現行の地方税に係るものを含め、原則上限3つまで共通納税機関コードを設定することを可能とします。 その上で、各公金管理システムへの消込処理を行うためには、各団体において、納付情報ファイルを分割する必要があるものと考えております。令和7年1月に地方税共同機構が公開した公開仕様書を踏まえ、システム改修の可否を含め、その対応方法について具体的な検討を行っていただきたいと思います。
3	共通納税機関コードとは、MPNの収納機関番号のことか。 現状、税と税以外の公金でそれぞれMPN収納機関番号を取得している場合であっても、eLTAXを活用して公金納付をする場合、地方税で使用しているコードに統一した運用をする必要があるのか。	共通納税機関コードは地方税共同機構が各地方団体に対して付番するものであり、マルチペイメントネットワーク運営機構が管理する収納機関番号とは異なります。 なお、現行eLTAX（地方税）では、「共通納税機関コード」は、基本的には各地方公共団体に割り当てられている6桁の地方公共団体コード（チェックディジット付き）の上5桁となりますが、MPN導入済地方公共団体においては、MPNで採番済の各地方公共団体が保有している「収納機関番号」とすることになっています。 公金対応にあたり、新たに共通納税機関コードを取得する場合も、団体からの申出に基づき、採番済のMPN収納機関番号と同じ番号を付番することが可能です。

	質問	回答
4	共通納税機関コード申請はいつ行えば良いのか。	各年度 1 回を目安として、地方税共同機構から申請期間のご案内がありますので、そちらをご確認ください（令和 8 年度は令和 8 年 6 月～ 7 月を予定）。 なお、初回受付が令和 6 年 12 月から令和 7 年 2 月にかけて、また受付(予備)が同年 7 月から 9 月にかけて実施されております。
5	地方税共同機構の口座から各地方公共団体の入金口座を 2 つ設定した場合、負担金は入金口座ごとに決定されるのか、それとも地方公共団体ごとに決定されるのか教えていただきたい。	地方公共団体ごとに決定・請求が行われます。
6	入金口座の設定については、上下水道料金を除いて 1 口座に限定されるとのことですが、設定されている 1 口座に税と税以外の公金が 1 度の振込で入金されるという認識でよいのか。（納付情報ファイルの合計入金額と同額が入金されるという認識で合っているか。）また、打電（入金時の通帳への印字）から公金ごとの内訳を把握することができるか。	1 団体につき、現行の地方税に係るものを含め、原則上限 3 つまで「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」を設定することを可能としますので、地方税と普通会計の地方税以外の公金に分けて共通納税機関コード等を設定することが可能です。 また、納付情報ファイル（入金日）の合計額と入金額は一致します。そのため、入金の内訳については、納付情報ファイルに含まれる「納付番号（案件特定キー）」「税目・料金番号」「確認番号」により、各地方公共団体で保有されている情報と組み合わせでどの公金かの判断を行っていただくことができます。

地方公共団体の公金収納のデジタル化に関するQ & A

<⑨eLTAX関係>

	質問	回答
1	QRコード、納付サイトにおいて、納付額に上限はあるのか。	地方税の場合と同様、納付チャネルごとの決済上限額は、次のとおりです。 ・金融機関窓口での納付（一括伝送方式）、情報リンク方式（インターネットバンキング）、ダイレクト方式（口座振替）、オンライン方式（ATM等）…MPNの上限金額である「99,999,999,999円（11桁）」 ・クレジットカード納付…非対面でのカード決済の上限金額である「9,999,999円（7桁）」 ・ペイアプリ等での納付…ペイアプリ等により異なる
2	納付サイトにおいて納付番号を活用して納付する場合には、事前に調定情報のアップロードが必要か。	地方税の場合と同様、eLTAXに対する納付書情報のアップロードタイミングは、利用者に納付書が送達される前に行う場合（全件アップロード方式）と利用者から求めがあった後に行う場合（選択アップロード方式）の両方に対応しています。 そのため、地方公共団体の対応としては、いずれかの方式に対応するか、組み合わせで対応するかの選択肢がありますが、いずれにせよ、納付書情報のアップロードは必要となります。 なお、「地方税お支払サイト（令和8年9月から「eLお支払サイト」に改称）」（※）において、eL-QRの読み取りではなく納付番号等を入力して納付する際、選択アップロード方式で事前にeLTAXに対して納付書情報がアップロードされていない場合には地方公共団体からのアップロード後でなければ納付することができないため、利用者の利便性の観点からも全件アップロード方式でeLTAXに対して事前に納付書情報をアップロードするようお願いしているところです。 （※）令和5年4月から開始した自宅やオフィスに届く納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、スマートフォンやパソコンで地方税等を支払うサイト

	質問	回答
3	各種ファイルの作成単位やアップロード回数の上限を教えてほしい。 ・調定情報である納付書情報ファイルのアップロード ・消込データとなる納付情報ファイル等のダウンロード 仮に、税と税以外の公金と同じ共通納税機関コードとなった場合、取りまとめて1つの納付書情報ファイルに統合してからアップロードすることになるのか。また、税と税以外の公金で別ファイルにしてアップロードすることが可能なのか。	納付書情報ファイルのアップロードについては、地方公共団体の各基幹システムから税と税以外の公金等をシステムごとにファイル作成し随時アップロードしていただくことを想定しており、アップロード回数については上限はありません。 納付情報ファイルについては、1 共通納税機関コードにつき1 納付情報ファイルをeLTAXから連携し、地方公共団体側において「納付番号（案件特定キー）」「税目・料金番号」「確認番号」により適宜分割していただくことを想定しており、ダウンロード回数については上限はありません。（なお、納付情報ファイルの取得は複数の部署で可能とすることを想定しています。）
4	本件に係る税務システムの改修は基本的に必要ないと考えてよいのか。	公金収納に係るeLTAXの活用については、既存のeLTAXを活用する方針であり、その改修に当たっては各地方公共団体の税務システムへの影響も考慮しつつ仕様を検討していく予定です。 令和7年1月に地方税共同機構から公開仕様書が公開されましたので、各地方公共団体の税務システムの所管部署においても、税務システムへの影響のご確認をお願いします。具体的に確認いただきたい点は以下の3点です。 ・納付情報ファイル等のダウンロード元の変更※全ての地方公共団体で該当 ・納付情報ファイル等に地方税以外の公金の納付情報が混在※既存税の共通納税機関コードで地方税以外の公金収納も行う場合に該当 ・納付情報ファイル等のファイル名等の変更※既存税の共通納税機関コードが地方公共団体コードの上5桁と異なる場合に該当 なお、並行して開発が進められるeLTAXの次期更改等についても、税務システムへの影響があるため留意をお願いします。

	質問	回答
5	地方税共同機構から受け取る収納に係るデータは、納付区分となるM P Nの税目・料金番号のほか、に相手方が特定できる調定番号といったものは送られてくるのか。（支払った方の調定番号が分からなければ、調定に対して消し込むことが困難であるため。）	地方税の場合と同様、納付書情報を一意に特定できるように、地方公共団体は納付書ごとに、「共通納税機関コード」「案件特定キー」「確認番号」「税目・料金番号」を組み合わせたキー情報（以下「eL番号」という）をeLTAXに対して事前にアップロードいただき、収納があった場合には、そのキー情報を含む消込情報をeLTAXから地方公共団体側に返す仕組みとなっています。 そのうち「案件特定キー（20桁）」「確認番号（6桁）」については、地方公共団体側で任意に設定できる項目となっていますので、その項目の中に必要な情報（調定番号等）の設定をお願いします。

	質問	回答
6	収納の速報、確報のスケジュールイメージを教えてください。	地方税の場合と同様、納税者等が納付すると、納付に関する情報（納付日、納付額、収納チャネル等）を「納付情報ファイル」としてeLTAXが作成し、地方公共団体の基幹システムに連携します。納付情報ファイルには、①「納付情報ファイル（納付日）」と②「納付情報ファイル（入金日）」の2種類があります。 ①「納付情報ファイル（納付日）」は、「納税者等が納付処理を実施した時点」の情報として作成されます。納税者等が納付を行った日（決済単位年月日）の翌日（地方公共団体開庁日）に「納付情報ファイル（納付日）」がeLTAXから地方公共団体へ配信されます。 ②「納付情報ファイル（入金日）」は、「地方公共団体の収納金振込口座に振り込まれる時点」の情報として作成されます。 （ア）納税者等が金融機関窓口での納付（一括伝送方式）、情報リンク方式等のMPN収納チャネルを利用した場合、納税者等の指定する口座が地方税共同機構の幹事金融機関の場合は、納付日から2日後（金融機関営業日）（※）に「納付情報ファイル（入金日）」がeLTAXから地方公共団体へ配信されます。また、納税者等の指定する口座が地方税共同機構の幹事金融機関以外の場合は、納付日から3日後（金融機関営業日）（※）に「納付情報ファイル（入金日）」がeLTAXから地方公共団体へ配信されます。 （イ）納税者等がクレジットカード・ペイアプリ等を利用して納付を行った場合は、各決済事業者からの入金を地方税共同機構が精査を行ったのち、各決済事業者から指定される地方税共同機構への入金予定日から2日後（金融機関営業日）（※）に「納付情報ファイル（入金日）」がeLTAXから地方公共団体へ配信されます。なお、クレジットカード・ペイアプリ等を利用して納付を行った場合は、入金スケジュールは決済事業者により異なりますが、最長で納付日から約1か月後になる場合もあります。 （※）当該日が金融機関営業日かつ地方公共団体の非開庁日の場合は、翌日（地方公共団体開庁日）となります。
7	eLTAXを活用して納付した場合、納付者に対して、決済時に領収書が発行されるのか。	地方税の場合と同様、領収書は発行されません。ただし、納付履歴の確認を行うことは可能です。

	質問	回答
8	適格請求書（以下「インボイス」という。）の対応が必要な公金について、インボイス記載事項を納付書に印字したいのですが、どのようにすればよいでしょうか。	「納付書作成に関するガイドライン（改訂版）」及び別冊に準拠した上で、領収証書等にインボイス記載事項を印字してください。 なお、地方税共同機構機構でお示ししている納付書例はMPN標準帳票を参考に記載しておりますが、MPN標準帳票の領収証書部分の様式は特段規定されていないため、地方団体においてレイアウトや印字項目を調整いただくことができます。 また、インボイスの記載事項は以下のとおりです。 ・ インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ・ 取引年月日 ・ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合にはその旨） ・ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 ・ 税率ごとに区分した消費税額等 ・ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 ※領収印の押印のない納付書の領収証書片であっても、一定の記載事項（上記）が満たされていればインボイスとなります（国税庁に確認済み）。 したがって、領収印の押印がないキャッシュレス納付について、納付書の領収証書片をインボイスとするために、事後的に領収印を押印するといった特段の対応が必要となるものではありません。

	質問	回答
9	eLTAXを活用した納付を可能とする場合、全国共通の納付書を使用する必要があるのか。 また、公金納付へのeL-QRの活用にあたり、地方税統一QRコードの印字仕様及びQRコードの生成条件、eL-QRの納付書の作成基準などの納付書に関する規格を教えてください。	eLTAXを活用した納付を可能とする場合、各地方公共団体の納付書に、①eLマーク、②地方税統一QRコード（eL-QRという二次元コード）、③eL-QR（文言）、④eL番号を印字する必要があります。 現行eLTAX（地方税）における地方税統一QRコードの印字仕様（eLマーク・eL-QR・eL番号の記載箇所や印色、フォント、サイズなど）及びQRコードの生成条件（プリンタ解像度・セルサイズなど）、eL-QRの納付書の作成基準（独自様式の扱いなど）については、「納付書作成に関するガイドライン第1.3版」（令和4年7月地方税共同機構）に定められています。その他、現行の納付書に関する規格の詳細については、同ガイドラインをご確認ください。 公金納付へのeL-QRの活用における納付書に関する規格等については、令和7年1月に地方税共同機構から公開仕様書等と合わせて公開されました、地方税以外の公金に対応するための現時点の考え方を示した「納付書作成に関するガイドライン第1.4版（暫定版）」を確認してください。
10	eLTAXを活用した公金収納について、各地方公共団体においても個別にMPN（ペイジー）との契約が必要となるのか。	eLTAXを活用した公金収納について、各地方公共団体においてMPN（ペイジー）との個別契約は不要です。
11	現行eLTAX（地方税）に関する仕様書は、どこに公開されているのか。	現行eLTAX（地方税）に関する仕様書は、地方税共同機構の地方公共団体コミュニケーションツールに公開していますので、各地方公共団体内部で情報共有をお願いします。 また、令和6年7月以降地方税共同機構から見積参考資料等や公開仕様書「【Q&A】地方税以外の公金収納に関する問い合わせ及び回答」も公開されていますので、ご確認ください。 （参考） ○地方公共団体コミュニケーションツール https://adm.nzifs.lgwan-lta.jp/lguser ※ログインにはIDやPWが必要となります。 ※地方団体コミュニケーションツールはLGWAN環境からのみアクセスすることができます。

	質問	回答
12	「QRコード」データレイアウトにおける「拡張領域」を地方公共団体が任意に設定し使用することは可能か。	現行eLTAX（地方税）における「QRコード」データレイアウトの「拡張領域」は、「地方税におけるQRコード規格に係る検討会取りまとめ（令和3年6月）」において「今後、必要が生じた場合に必要項目をセットする」、「便宜的にALL0（オールゼロ）を設定」とされているため、各地方公共団体が任意に設定し使用することはできません。
13	公営企業部門（水道料金、下水道使用料）はネットワークも別で調達されており、LGWANに接続されていない。アップロードする納付書情報やダウンロードする納付情報ファイルは現行eLTAX（地方税）と同様、LGWAN接続に限定されるのか。それともLGWANの無い環境下でもデータの送受信が可能なのか。	現行eLTAX（地方税）では、アップロードする納付書情報等はLGWAN接続に限定されていますが、公金に対応するにあたり、LGWANに接続していない団体のシステム（例：一部の公営企業の業務システム等）からの接続も想定し、新しくインターネット経由での接続に対応することとしております。 なお、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が変更となるものではなく、引き続き同ガイドラインの最新版を遵守していただく必要があることに留意が必要です（マイナンバー利用事務系がインターネット接続可能となるものではありません）。
14	現行のeLTAXの納付書では納付番号が20桁となっているが、当団体では納付番号に20桁より多く必要（指定金融機関ともこの桁数でやりとりしている）であるため、納付番号の桁数を拡張したいと考えているが、そのような対応は可能か。	地方税の場合と同様、納付番号の桁数について、MPN（＝マルチペイメントネットワーク）が定める仕様に準拠し20桁となっており、クレジットカード決済等の収納チャネルでも20桁で運用されています。そのため、桁数を拡張する場合には、これらの収納チャネルを提供する事業者や他の地方公共団体のシステムにも改修の必要性が発生することから、拡張は困難と考えています。

	質問	回答
15	納付書に記載する必要があるeL番号について、「共通納税機関コード」や「案件特定キー」「確認番号」「税目・料金番号」を事前に設定する必要があるとのことであるが、項目ごとの仕様について教えていただきたい。	各項目の仕様は以下のとおりとなっています。 【公金収納に関する公開仕様書（概要版）】 ①「共通納税機関コード」 地方公共団体コードMやPN導入済地方団体の収納機関番号と整合性をとりつつ機構において独自のルールで付番したコード。 地方税の運用においては、各地方団体に割り当てられている6桁の地方公共団体コード（チェックディジット付き）の上5桁とするが、MPN導入済地方団体においては、MPNで採番済の各地方団体が保有している「収納機関番号」としていた。公金対応にあたり、各地方団体において共通納税機関コードを原則上限3つとして、その範囲で取得可能とするため、地方団体からの申請に基づき、地方公共団体コードやMPN導入済の収納機関番号と整合性をとりつつ機構において独自のルールでコードを追加付番する。 ②「案件特定キー」 納付書に記載して利用者へ通知した納付書を特定するキー情報を20桁で設定する。 地方公共団体は「共通納税機関コード」「案件特定キー」「確認番号」「税目・料金番号」の組合せで、発付した納付書が一意に特定できるように採番ルールを定めなければならない。 なお、年度を跨った場合でも納付書を一意に特定できるように、課税年度等を採番ルールに組み込むことを推奨する。（例：課税年度（4桁）＋任意のキー（16桁）） ③「確認番号」 納付書に記載して利用者へ通知した確認番号（納付書が手元にあることを示す番号）を6桁で設定する。 地方公共団体は「共通納税機関コード」「案件特定キー」「確認番号」「税目・料金番号」の組合せで、発付した納付書が一意に特定できるように採番ルールを定めなければならない。 ④「税目・料金番号」 納付書に記載する収納対象の税目・料金種類を特定するための3桁の番号をいい、MPNにて規定される。

	質問	回答
16	eLTAXを活用するためには、納付書に「共通納税機関コード」「案件特定キー」「確認番号」「税目・料金番号」を組み合わせたeL番号を記載する必要があるが、既に団体独自でMPN（ペイジー）を導入している場合、各項目をMPN用とeLTAX用で使い分ける必要があるか。	地方税の場合と同様、地方公共団体独自にMPN（ペイジー）を導入している場合、eL番号の各項目については、MPNにおける番号をそのまま利用できるため、MPN用とeLTAX用で使い分ける必要はありません。 具体的には、MPN標準帳票については、MPN導入済の地方公共団体において、「納付番号」等と「案件特定キー」等を同一の番号として採番したうえで、「納付番号」等の欄に印字することが可能です。具体的には、以下のように読み替え（対応付け）を行っています。 ■MPN標準帳票上の名称 ← ■「eL番号」を構成する各項目 ① 収納機関番号 ← 共通納税機関コード ② 納付番号 ← 案件特定キー ③ 確認番号 ← 確認番号 ④ 納付区分 ← 税目・料金番号 ※MPN標準帳票の各項目の名称は「納付番号」等のまま使用可能とする。
17	納付書情報のアップロード後、eLTAXに情報が反映されるまでにかかる時間を教えてほしい。また、納付書情報をアップロードできない時間帯はあるのか。 アップロードした納付書情報を修正する仕組みについて教えてほしい。	現行eLTAX（地方税）では、納付書情報登録ファイルによる登録の場合は、アップロードから登録までの間にタイムラグが発生し、件数や他の地方公共団体からのアップロード状況によっては登録完了が数時間後となる可能性もあります。 なお、eLTAXの定期メンテナンス時間においては納付書情報のアップロードはできません。現時点では、毎月第3日曜日0:00～6:00及び12月29日0:00～1月4日8:30を定期メンテナンス時間としております。 また、アップロードした納付書情報は、別途納付書情報登録ファイルをアップロードすることで修正が可能です。

	質問	回答
18	収納チャネルのうち、スマホアプリ等を利用した電子決済サービスによる納付にはどのようなものがあるのか。（例：PayPayなど）	現行eLTAX（地方税）では、2024年11月現在、以下の29のスマートフォン決済アプリに対応しています。 au Pay、F-REGI 公金支払い、さるぼぼコイン、ファミペイ、PayB、モバイルレジ、atone、PayPay、楽天銀行アプリ、Wallet+、京銀アプリ、北陸銀行ポータルアプリ、YOKA!Pay（熊本銀行）、YOKA!Pay（十八親和銀行）、YOKA!Pay（福岡銀行）、どうぎんアプリ、はまPay、d払い、楽天ペイ、Bank Pay、真庭市地域通貨 まにこいん、J-Coin Pay、西日本シティ銀行アプリ、AGENTアプリ、りそなグループアプリ、JRE BANK、四国銀行アプリ、ちゅうぎんアプリ、しずぎんアプリ 地方税お支払サイトのホームページでもご案内しております。 （参考）地方税お支払サイト：スマートフォン決済アプリ一覧 https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application 地方税以外の公金の場合も地方税と同様の決済事業者が活用可能になる見込みです。
19	利用者が金融機関の窓口でeL-QRの読み取りによるお支払い（一括伝送方式）をする際、どの金融機関であっても支払うことができるのか。 （指定金融機関、収納代理金融機関等の制限なく、支払いができるのか。）	現行eLTAX（地方税）では、金融機関の窓口において、eL-QRの読み取りによるお支払いをする場合（一括伝送方式で、eLTAXに消込情報を連携する方式の場合）は、各地方公共団体における指定金融機関、収納代理金融機関等の制限なくお支払いが可能です。 ただし、eLTAXに対応している金融機関に限ります。 （参考）eLTAX地方税ポータルシステムサイト：金融機関一覧 https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ginkou/ 地方税以外の公金の場合も同様です。
20	eL-QRコード付き納付書は、インターネットバンキング経由で払うことが可能か。	現行eLTAX（地方税）では、「地方税お支払サイト（令和8年9月から「eLお支払サイト」に改称）」（※）を利用することで、インターネットバンキングのサイトに切り替わり、お支払いすることが可能です。 地方税以外の公金の場合も同様です。 （※）令和5年4月から開始した自宅やオフィスに届く納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、スマートフォンやパソコンで地方税等を支払うサイト

	質問	回答
21	納付書情報ファイルや納付情報ファイルのレイアウトについては、現行eLTAX（地方税）のレイアウトが踏襲される予定か。	現行eLTAX（地方税）と同様のレイアウトを前提に検討していきます。
22	納付書情報をアップロードしたものを、納付者が他の納付方法により支払い（eLTAX経由ではない各地方公共団体の独自手段）をした場合、eLTAX上では未納の状態となってしまうと思いますが、地方公共団体側で収納情報を確認し、アップロードの取消処理等が必要か。	現行eLTAX（地方税）では、地方公共団体独自の納付チャネルで納付が行われた場合、eLTAX上の納付書情報を地方公共団体が更新することで未納の状態を解消し、多重納付を防止することが可能です。 地方税以外の公金に対応する場合も同様です。
23	領収済通知書が金融機関へ送付されないが、指定金融機関では出納整理期間における年度管理（旧年度、新年度）や会計区分の管理（一般会計、特別会計）をどのように行うことになるのか。 ※指定金融機関において上記の管理に基づいた日計表などの帳票を営業日ごとに作成し、県へ送付しており、地方公共団体側で財務会計システム出力帳票と銀行帳票の収支を突合している。	現行eLTAX（地方税）では、納付情報ファイルとして、①納税者が納付処理を実施した時点の情報として作成される「納付情報ファイル（納付日）」と、②地方公共団体の収納金振込口座に振り込まれる時点の情報として作成される「納付情報ファイル（入金日）」の2種類のファイルを地方公共団体の基幹システムに連携しています。 これらのファイルに基づき、各地方公共団体において、地方税の収納管理（出納整理期間における年度管理や会計区分の管理）が行われています。 地方税以外の公金に対応する場合も同様です。
24	地方税統一QRコード納付書の帳票について、標準的な帳票として、赤色の「カク公帳票」と、青色の「マル公帳票」があるが、「カク公帳票」と「マル公帳票」でゆうちょの伝送サービス（OCR情報をゆうちょ側で読み込み、データを当団体へ伝送する）などの取扱いに違いはあるのか。今後、税以外の公金についても同様に示される予定か。 また、納付書の帳票に赤色の「カク公帳票」と、青色の「マル公帳票」があるとすれば、全国のゆうちょ銀行で納付ができるという理解でよいか。	現行eLTAX（地方税）では、「カク公帳票」は「eL-QR」を印字した場合でも、ゆうちょ銀行での取扱いは従来のカク公扱い（QRの読取は行われず、eLTAXを経由した納付は行われない（ゆうちょの伝送サービスを利用する））となりますが、「マル公帳票」では「eL-QR」を印字することで、全国のゆうちょ銀行でeLTAXを経由した納付が可能（ゆうちょの伝送サービスを利用しない）となります。 詳細は令和7年1月に地方税共同機構から公開仕様書等と併せて公開された「納付書作成に関するガイドライン第1.4版（暫定版）」を参照してください。 地方税以外の公金に対応する場合も同様の仕組みです。

	質問	回答
25	公営企業会計と普通会計について、データファイル・口座は別々になるが、地方税共同機構との契約は地方公共団体で1契約になるのか。それとも、公営企業と地方公共団体との2契約となるのか。また、データの収受についても公営企業会計、普通会計ごとに収受が可能なのか。	地方税以外の公金の収納は地方自治法（第243条の2の7）に基づき、地方税共同機構が地方公共団体の収納事務を行っているものであり、契約を締結するものではありません。 また、ご提示いただいた例の場合、公営企業会計と普通会計については、必要に応じて共通納税機関コードを別々に採番することを想定していますので、データの収受は会計ごと（共通納税機関コードごと）になることを想定しています。
26	地方税共同機構から地方公共団体への入金の際に、eLTAXから地方公共団体へ送信される確認メールは、水道料金分など細分化は可能なのか。	上下水道使用料を対象とする場合は、地方公共団体毎に最大3つの共通納税機関コードを保有することを想定しているため、地方税共同機構から地方公共団体への入金の際の確認メールも共通納税機関コード単位で配信します。 なお、メールには税目・料金番号単位で内訳を記載します。
27	クレジットカード及びスマホアプリ等を利用した電子決済サービス提供事業者とは各地方自治体・公営企業が個別に随意契約を行うことを想定されているのか。	eLTAXを活用してクレジットカードやスマホアプリ等で納付する場合には、各地方自治体ではなく、地方税共同機構がそれぞれの事業者を指定・契約するものです。

地方公共団体の公金収納のデジタル化に関するQ & A

<⑩その他>

	質問	回答
1	金融機関側のメリットとして、全国の地方公共団体の公金を扱えるとのことであるが、収納代理金融機関の指定との関係はどうなるのか。	現在、地方公共団体が収納代理金融機関として指定していない金融機関でもeL-QRを活用した地方税の納付が可能とされているのは、地方税法第747条の6に基づき、地方公共団体が地方税の収納事務を地方税共同機構に行わせており、さらに、同条第3項に基づき、同機構がその収納事務を金融機関（＝特定金融機関）に委託していることから可能となっているものであり、収納代理金融機関として収納しているものではないことから、その指定が必要とされないものとなります。 これを踏まえ、地方税以外の公金の収納についても、「地方自治法の一部を改正する法律」（令和6年法律第65号）による改正後の地方自治法第243条の2の7において、地方税法第747条の6第3項を準用することとしており、収納代理金融機関の指定は不要となります。
2	今後コンビニがeL-QRに対応する予定はあるのか。	現時点で具体的な予定はありません。
3	納入通知書によらず窓口で現金や証紙で徴収している公金（各種証明書の発行に係る手数料等）についても、eLTAXの活用が可能となるのか。	eLTAXを活用した公金収納の具体的な方法については、令和6年7月に地方税共同機構が公開した見積参考資料等（及び今後地方税共同機構が公開する予定の仕様書）で確認いただくこととなりますが、令和5年10月6日に関係府省庁連絡会議で決定した実施方針等において「地方税統一QRコード」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする」としているとおり、納付書を発行するものを対象とすることが基本となります。
4	地方公共団体が独自に公金収納システムを構築している場合であっても、eLTAXを活用して公金収納を行う必要があるのか。	地方公共団体が公金収納においてeL-QR、eLTAXという共通の仕組みを活用することにより、全国的な規模で、事業者を含む納付者の利便性向上や、金融機関等の事務処理の効率化が図られるものと考えています。 そのため、各地方公共団体において独自に収納システムを構築し、キャッシュレス決済等を可能としている場合であっても、「全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した公金納付を行うことを可能とする公金」については、eLTAXを活用した納付に対応していただくとともに、その他の公金についても、eLTAXの活用を積極的にご検討いただきたいと考えています。

	質問	回答
5	資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の規定により、アプリ決済の種類によっては、支払うことができない公金があると伺っているが、具体的にどのような公金が該当するのか。例えば、貸付金の元利償還金や遅延損害金はどうか。また、該当する公金を支払えないようにするための対応は自治体側でしなければならないのか。	地方税共同機構から公表されている資料「税目・料金番号体系における付番（確定）」にて個別の税目・料金番号が割り振られている以下の公金（※）については前払式支払手段の使用が可能です。 ※水道使用料及び下水道使用料（201～203）、国民健康保険料（204）、介護保険料（205）、後期高齢者医療保険料（206）、道路占用料（207）、行政財産目的外使用許可使用料（208）、港湾占用料（209）、河川占用料（210）、土地賃貸料（215）、保育所利用料（216）、認定こども園利用料（217）、幼稚園利用料（218）、高校授業料（219）、学校給食費（220）、放置違反金（221）、住宅使用料（223）、分担金（246）、負担金（247）、使用料（248）、手数料（249） また、個別の税目・料金番号が割り振られていない、延滞金、不動産等の売払代金・貸付料、過料についても前払式支払手段の活用が可能です。これらは、税目・料金番号250～260（その他公金、地方公共団体における独自付番）とすることで前払式支払手段を制限せず収納することができます。 上述の公金以外の公金の税目・料金番号については、 ・寄附金については、224（寄附金） ・それ以外の公金は、225（特定公金） を付し、決済事業者において前払式支払手段の使用を制御できるようにするようお願いします。 ※ 地方公共団体を受領者とする 一万円を超えない金額の寄附金については、令和7年11月18日に施行された前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第九十八号）に基づき、前払式支払手段の利用が可能です。税目・料金番号の付番方法について現在検討中です。方針が定まりましたら別途御連絡いたします。 なお、以下の公金については、令和7年の地方分権改革における提案募集を踏まえ、金融庁において、前払式支払手段による支払いの実現に向けて検討を行っているため、今後の検討状況についてご留意ください。 貸付金元利収入、遅延損害金、損害賠償金、不当利得による返還金 このほか、eL-QRを活用した収納を検討されている公金に関し、前払式支払手段の活用の可否に疑義がある場合には、個別に総務省行政経営支援室にお問い合わせ下さい。

	質問	回答
6	住宅使用料（税目・料金番号223）については、前払式支払手段の活用が可能と整理されているが、公営住宅の敷金についても、前払式支払手段を活用した収納が可能なのか。また、同様の性質を有する入札等の保証金についてはどうか。	公営住宅の賃料については、住宅使用料として、前払式支払手段を活用した収納が可能です。他方で、公営住宅の敷金については、地方公共団体が納付者から預り金として収納しているものであり、前払式支払手段の活用が認められない公金として金融庁の見解を得ており、税目・料金番号225（特定公金）を付す必要があります。入札等の保証金についても同様の理由で特定公金の税目・料金番号を付すことが必要です。
7	現金出納員や指定管理者等が収納金を払込する場合の払込書について、eL-QRを活用して公金収納を行うことは可能か。	改正後の地方自治法第243条の2の7第2項において、機構に行わせることができる歳入等は、「【納入義務者が】総務省令で定める方法により納付するもの」とされているため、現状現金出納員等が収納をした現金を指定金融機関の口座に払い込むことにeL-QRを活用することはできません。
8	全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を行うこととされている公金のうち、現在システムで管理していないものは、どのように対応をすればよいのか。	eL-QRの活用には、納付書の印字や情報のアップロード等、eLTAXとの連携が必要です。システムで納付書の発行を行っていない現状を勘案し、収納管理システム等の改修と併せて機能を追加するなどをご検討いただくことになると思います。